

上場制度整備の実行計画 2009

平成 21 年 9 月 29 日
株式会社東京証券取引所

<はじめに>

当取引所では、株主・投資者の保護及び尊重を図りつつ、流通市場の機能を適切に発揮させ、上場会社の企業価値及び国際競争力の向上を支援する観点から、上場制度の包括的な見直しに取り組むために、2007年以降、以下の基本方針を掲げ、上場制度の整備を図ることとしている。

- ・市場の健全性確保に向けて、上場会社等の市場関係者に対して証券市場を構成する一員としての一層の自覚を促すような制度を整備する。
- ・会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保する。
- ・投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、企業行動に対して適切な対応をとる。
- ・上場会社等の市場関係者にとってより使い勝手のよい市場の整備に取り組む。
- ・上記の対応に当たっては、国際的な整合性に配慮する。

この基本方針に基づき、2009年度については、以下の2つのテーマを中心に取り組むこととする。

上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備

東証では、2008年度以降、東証グループの中期経営計画（2008年度 2010年度）の基本戦略において「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上への支援の強化」を掲げている。2008年度はこの基本戦略に基づき、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備を最重要課題と位置づけ、内外の投資家から特に問題視する声の強かった第三者割当をはじめとする既存株主の権利を著しく害する企業行動への対応を早期に実現することとし、安心して投資できる環境の整備を進めてきた。

こうした取組みは、コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環ではあるものの、取締役・監査役の監督機関としての独立性の確保等、ガバナンス機構のあり方の問題やそれについてのアカウンタビリティの一層の充実をはじめ、東証として今後検討を進めるべきコーポレート・ガバナンス上の課題は少なくない。折しも本年6月には、金融庁金融審議会スタディグループ報告（以下「スタディグループ報告」という。） 経済産業省企業統治研究会報告書において、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて一定の方向性が示されるなど、新たな展開もみられたところである。

環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備

ディスクロージャー、特に適時開示の分野の制度整備は、適切な市場運営を実現するための制度の根幹をなすものであり、東証として常にその充実や実効性の確保による透明性の向上、環境変化や作成者、利用者ニーズへの迅速な対応を心がけている。

こうした中、近年、金融商品取引法における四半期報告制度や財務報告に係る内部統制報告制度の導入、適時開示を含む上場諸規則に係る実効性確保手段（公表措置や上場制度違約金）の整備等が行われており、こうした環境変化に応じたより効率的で効果的な適時開示に係る制度及び実務の整備を図っていくことが求められている。

また、国際会計基準（IFRS）を巡る世界的な議論の中で、我が国上場会社においても2010年3月期からIFRSを任意適用することが可能となる見込みであるが、IFRSの採用は我が国資本市場の国際化に向けた重要な一里塚であり、東証として任意適用会社が円滑に実務対応できるよう関係者と協力するとともに、必要な制度整備を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした状況に鑑み、国内外から良質なリスクマネーと魅力的な投資対象を集めることで国際的な競争力の強化を目指す東証としては、「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備」及び「環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備」を本年度の最重点課題とし、上場制度整備に取り組んでいくこととする。

< 具体的検討の進め方 >

各テーマにおける個別の論点については、以下の3段階の区分に整理し、2009年度の上場制度整備の実行計画として提示したうえで速やかに検討を進めていくこととする。

速やかに実施する事項

- ・本実行計画の公表後、制度要綱のとりまとめ又は要請その他の施策を順次実施する事項（施策の具体的な内容が特定されている事項については、来年3月期決算に係る定時株主総会に向けた上場会社の事務日程等に配慮し、優先的に実施する。）

具体策の実施に向け検討を進める事項

- ・来春を目途に制度要綱のとりまとめ又は要請その他の具体的な施策の実施に向け、必要に応じて有識者らを交えて検討を進める事項

検討を継続する事項

- ・基礎的な問題点の洗い出しなど、実現に向けた検討を継続的に行っていく事項

< 実行計画 >

上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備

項目	速やかに実施する事項	具体策の実施に向け検討を進める事項	検討を継続する事項
(1) 取締役会のあり方	<p>多くの上場会社にとって株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるコーポレート・ガバナンスのモデルをスタンディグループ報告書において示された考え方に沿って提示し、それを踏まえて、上場会社に対し、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由についてコーポレート・ガバナンス報告書において開示することを求める。</p>	<p>株主・投資者等からの信認を一層確保していく観点から、ガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由に関する開示の充実に向けて、優良開示例集の提示などについて検討する。</p> <p>最近の動向を踏まえ、上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改定や規則上の位置づけの明確化、コーポレート・ガバナンス報告書の記載項目の見直しについて検討する。</p>	
(2) 監査役機能強化	<p>監査役監査を支える人材・体制の確保（このための内部監査・内部統制部門との連携）、独立性の高い社外監査役の選任及び財務・会計に関する知見を有する監査役の選任などの監査役機能強化に係る取組みの促進を図るべく、これらを上場会社コーポレート・ガバナンス原則において望ましい事項と位置付けるとともに、各上場会社の取組み状況についてコーポレート・ガバナンス報告書において開示することを求める。</p>		
(3) 社外取締役、監査役の独立性の確保	<p>上場会社に対し、社外取締役・監査役について、コーポレート・ガバナンス報告書において、会社との関係に関するより具体的な内容の開示を求めるとともに、当該者の独立性に関する会社の考え方についても適切な開示を求める。</p>		
(4) 独立役員選任	<p>上場会社に対し、一般株主保護のため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと上場会社が判断する「独立役員」が存在することを求める。</p>	<p>上場会社の経営陣と一般株主との間に利益相反が生じうる局面においては、その状況により、独立役員に期待される役割に差異や軽重があると考えられるため、各々の局面において独</p>	

項目	速やかに実施する事項	具体策の実施に向け検討を進める事項	検討を継続する事項
		立役員として期待される役割の提示に向けた検討を行う。	
(5) 上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表	株主総会議案の議決結果について、単に可決か否決かだけでなく、賛否の票数まで公表するよう、上場会社に対して要請を行う。	株主総会の各議案の議決結果の公表に関するルール化に向け、法令改正の動向を踏まえながら検討を行う。	
(6) 議決権電子行使プラットフォームの利用促進		議決権電子行使プラットフォームの利用促進に向けた方策について、一定の上場会社に対する利用義務化の検討などを含め検討を行う。	
(7) 上場会社の企業グループ化への対応	<p>親会社単体だけではなく企業グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの充実を実現させる観点から所要の環境整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社のコーポレート・ガバナンスは、上場会社の企業グループ全体として実現されるべきものであることが明確になるよう、上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直しを行う。 ・中核子会社を有する上場会社には、当該子会社が経営上の重要事項を決定する際などに、企業グループとしての説明責任を果たすよう、当該子会社の経営陣の見解を、親会社の見解とあわせて、親会社の株主に対して適切に開示するよう求める。 		
(8) 最近の動向を踏まえた子会社上		最近の子会社上場を取り巻く状況を踏まえ、あらためて子会社上場のあり方について検討する。	

項目	速やかに実施する事項	具体策の実施に向け検討を進める事項	検討を継続する事項
場への対応		<p>上記の検討を踏まえて、子会社の上場に当たって、親会社や兄弟会社などの出身でない、少数株主の利益を十分に配慮することのできる社外取締役及び監査役の選任を求めるなど、利益相反関係が適切に管理され、親会社による権限濫用が適切に防止されるような実効性あるルールの整備について検討する。</p>	
(9)株式の持合いへの対応		<p>相互に又は多角的に明示・黙示の合意のもとで、株式を持ち合っているような一定の持合い状況の開示の制度化に向け、法令改正の動向を踏まえながら検討を行う。</p>	

環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備

項目	速やかに実施する事項	具体策の実施に向け検討を進める事項	検討を継続する事項
<p>(1) 開示制度の充実・変更や近年の投資者ニーズの変化を踏まえたより効率的で効果的なディスクロージャーの推進</p>	<p>投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、連結ベースで重要性がある会社情報の積極的な開示について要請を行う。</p> <p>適時開示資料の作成にあたって、上場規則上最低限含めるべき開示内容を明確化し、実効性確保手段の予見可能性を高める対応を行う。</p> <p>非上場の親会社等の会社情報に係る適時開示等について、同様の趣旨で求めており、近年充実を図っている支配株主との取引内容や支配株主等に関する事項の開示に統合し、実務の効率化を図る。</p> <p>財務報告に係る内部統制報告制度の導入後の状況を踏まえ、経営者が内部統制に重要な欠陥があるとする場合又は内部統制の評価結果を表明できないとする場合についても、上場会社による適時開示を必要とする事由に追加する。</p>	<p>四半期報告制度の導入後の状況を踏まえ、四半期決算情報の適時開示について、迅速な開示を実現可能とする観点から、効率的で効果的な実務に配慮した見直しを検討する。</p>	<p>上場会社の実務への定着状況及び関係当局の検討状況をみながら、上場会社本体の会社情報の開示の重要性（軽微基準）を連結作成会社にあっては原則として連結財務諸表の数値を利用するよう、上場規則の改正内容、実施時期について検討を行う。</p> <p>新興企業のように企業規模の小さい会社における負担が過重ではないかとの指摘を踏まえ、会社組織の整備状況や事業規模等を考慮した四半期開示や内部統制の実務のあり方について検討を行う。</p> <p>国際的な議論の動向も踏まえ、より望ましい四半期開示のあり方について検討を行う。</p> <p>業績予想の開示を巡る議論を踏まえ、より適切な業績予想開示の方法等について検討を行う。</p> <p>投資家サイドのニーズを踏まえ、決算情報等の提供内容、提供方法等について改善すべき点がないか検討を行う。</p>
<p>(2) IFRSの導入に向けた対応</p>	<p>東証市場の国際競争力を強化する観点から、上場会社によるIFRSの採用に向けた関係各方面の動きに東証として必要な協力を行う。</p> <p>IFRS導入に向けた議論をサポートするため、上場会社は、ディスクロージャー資料の適</p>	<p>2010年3月期決算よりIFRSの任意適用が内外の上場会社に認められることを踏まえ、既存の上場制度（例えば、会社情報の開示判断に利用する利益基準）及び決算短信等の開示様式について、IFRS適用会社についても対応が可能となるよう所要の対応を検討する。</p>	<p>IFRSを採用している（採用することを表明している）諸外国の上場制度や開示面での対応策を調査し、我が国で想定される問題点の整理を進める。</p>

項目	速やかに実施する事項	具体策の実施に向け検討を進める事項	検討を継続する事項
	<p>切な作成の基盤となる会計基準の開発、変更及びその教育の振興に係る活動に協力するよう努めるものとする旨を企業行動規範（望まれる事項）に明記することとする。</p>	<p>内外の上場会社に対して I F R S の任意適用が認められることに伴い、新規上場審査においても I F R S の任意適用が可能となるよう、任意適用を認める範囲及び上場審査基準等について所要の対応を検討する。</p>	

以 上